

フォローアップ研修参加申込者からの質問等
(平成 29 年度 6～9 月分)

1	6/16 広島
質問	振込による支払いの場合(領収書の発行がなく振込明細書がある場合)において、振込明細書による支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む)ではなく、徴難扱い(徴難理由:振込による支払のため)として支障はないか?
回答	振込明細書がある場合には、当該振込明細書に係る支出目的書を作成しなければならないこととされております。 なお、当該振込明細書に支出の目的が記載されている場合や、会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合には、別様で支出目的書を作成する必要はありません。

2	7/21 東京
質問	(勉強のため、実際の政治資金監査) 実務に赴くことはできないか。
回答	法令上、登録政治資金監査人には守秘義務が課されるとともに、国会議員関係政治団体との政治資金監査契約においても、守秘義務が規定されることが想定されています。 このため、政治資金監査契約の当事者でない者が、政治資金監査実務の場に赴くことは原則としてできません。

3	7/21 東京
質問	監査資料(調書等の突き合わせた証跡)はいつまで、どのように保存しておくのでしょうか。
回答	法令上、登録政治資金監査人が作成した調書等の突き合わせた証跡等について、保存しなければならない旨の定めがありませんので、登録政治資金監査人において適当であると判断される期間・方策に基づき、保存してください。 なお、国会議員関係政治団体の会計責任者は、会計帳簿等の関係書類について、これらに係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならないとされております。

4	7/21 東京
質問	政治資金監査を主たる事務所以外で行った場合の記載例を全てのケースで示してほしい。(現在の例示だと、監査人名を記載することとなるか。監査報告書の他の文章では「私」を使用しているので違和感がある)
回答	<p>政治資金監査マニュアル 34 ページで示している記載例のうち、政治資金監査を主たる事務所で行わないことと判断した理由の部分、実際の判断理由に置き換えていただくことで差し支えありません。</p> <p>具体的には、同マニュアル 34 ページの記載例の「〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難」の部分について、具体の理由を記載いただくこととなります。</p> <p>なお、「〇〇〇〇 (登録政治資金監査人名)」を「私」と記載しても差し支えありません。</p>

5	7/21 東京
質問	事業としてこのお仕事をやらせて頂く場合に、どのようにして顧客をさがせばよいのか。営業方法について御参考までに、教えて欲しい。
回答	当委員会において、お尋ねのような営業方法については承知する立場にありません。

6	8/4 さいたま
質問	収益事業を行った場合に支払った法人税等は「公租公課」に入れればよいのか？ (どの支出項目に分類すればよいのか?)
回答	支出項目の区分の分類に当たっては、政治資金規正法施行規則に示されている支出の分類基準により、政治団体の会計責任者が支出の事実に基づいて適切な支出項目に分類することとなります。

7	8/4 さいたま
質問	政治資金監査を行った際、監査上の適正要件はみたしているが、明らかに支出内容が不適切だった場合、監査人が責任を問われることはないか?
回答	政治資金監査は、政治資金規正法及び政治資金監査マニュアルに基づき、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務であり、政治資金の用途の妥当性を評価するものではありません。

8	9/15 大阪
質問	以前のQ&Aにあったかもしれないが、手書きの領収書を受取る際、政治団体名のゴム印を提示して、あて名欄に押しってもらうことは不適切か。
回答	領収書等は支出を受けた者が発行するものであり、あて名についても発行者において記載すべきであるところ、お尋ねのケースについては、領収書等の発行者が、あて名欄に国会議員関係政治団体名のゴム印を押印することは禁止されているところではありません。

9	9/15 大阪
質問	監査という性質上、こちらから「やらせて下さい！」とは言えず、就任の機会に恵まれず今日に至っております。 質問ということではありませんが、限られた時間内でもあり、定番テキストの平坦な説明ではなくて、現実的に問題点や不満などの具体的事例を題材にさせていただくような企画も政治資金監査に対するインセンティブにつながるように思います。
回答	実務向上研修の参加者アンケートにおいて、登録政治資金監査人から「具体的な事例を基にした実践的な内容としてほしい」という意見が寄せられており、ご提案については、当委員会としても意識しているところです。 このため、個別の指導・助言の取組によって明らかになった誤り事例や登録政治資金監査人から質問の多い事項等を踏まえ、政治資金監査実務上、特に留意すべき点や誤りやすい点について、具体例や演習問題を使って解説するなど、研修内容の更なる充実を図っていくこととしております。

10	9/15 大阪
質問	政治家の後援会と〇〇党△△県第×選挙区支部が同じ住所に併設されていることが多いと思うが、両政治団体の共通の経費となる領収書がある場合、どちらか一方の団体に計上されていけばよいのか（その帰属は会計責任者に任されているのか？ あるいは、経費帰属のマニュアル・基準があって、それに基づいて指導がなされているのか。）。（政治資金監査に関する質問ではないかもしれませんが）
回答	複数の政治団体が関係する支出について、どのような支出手続によるかは実態に応じて政治団体が判断するものであり、当該支出に係る領収書等により確認を行うこととなります。 なお、政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費については、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認することとなります。

11	9/22 東京
質問	<p>人件費は監査の対象ではないことは理解しておりますが、どの程度金額の確証を得ることが大切なのかご教示下さい。まったくふれないと、収支の出鱈目の帳尻合せに利用されている疑問があります。</p>
回答	<p>人件費は政治資金監査の対象となります。政治資金監査は、国会議員関係政治団体のすべての支出についてチェックする制度であり、人件費もこれに含まれます。</p> <p>人件費については、会計帳簿と領収書等との突合により、又は会計帳簿と振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書との突合により支出の状況を確認します。</p> <p>また、これらの書類で支出の状況を確認できない場合には、貸金台帳、源泉徴収簿等により、支出の状況を確認することとなります。</p> <p>さらに、領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況を確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについては、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めた上で、政治資金監査報告書の別記に「支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費」として、その件数と総額を記載することとなります。</p> <p>あわせて、会計帳簿そのものへの人件費の記載に不備がある場合には、この旨を会計責任者に指摘する必要があります。</p>